

原子力災害対策特別措置法第二条第三号の規定に基づき原子力事業者から除かれる者を指定する件

(平成十二年六月十五日科学技術庁告示第三号)

最終改正：平成十九年九月二十八日文部科学省告示第百二十七号

原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二条第三号の規定に基づき、次に掲げる者を原子炉の運転等のための施設を長期間にわたって使用する予定がない者として指定するとともに、原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第百九十五号）第一条第三項に基づき、当該指定に付する条件を次のとおり定める。

指定する者	工場又は事業所の所在地	指定に付する条件
株式会社日立製作所（電力グループ原子力事業部王禅寺センタに係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「規制法」という。）第二十三条第一項の規定に基づく原子炉の設置の許可に係る地位に限る。）	神奈川県川崎市麻生区王禅寺千二十二番地	一 原子炉の運転等のための施設の使用を再開する計画を作成したときは、作成の日から三十日以内に、その概要を文書により文部科学大臣に報告しなければならないものとする。これを変更したときも、同様とする。
株式会社東芝（研究炉管理センターに係る規制法第二十三条第一項の規定に基づく原子炉の設置の許可に係る地位に限る。）	神奈川県川崎市川崎区浮島町四番一号	二 原子炉の運転等のための施設の使用を再開しようとするときは、再開しようとする日の六月前までに、その旨を文書により文部科学大臣に報告しなければならないものとする。
学校法人立教学院（立教大学原子力研究所に係る規制法第二十三条第一項の規定に基づく原子炉の設置の許可に係る地位に限る。）	神奈川県横須賀市長坂二丁目五番一号	
独立行政法人産業技術総合研究所（つくば中央第二事業所に係る規制法第五十二条第一項の規定に基づく核燃料物質の使用の承認に係る地位に限る。）	茨城県つくば市梅園一丁目一番一	
国立大学法人東京工業大学（東京工業大学核燃料貯蔵管理室に係る規制法第五十二条第一項の規定に基づく核燃料物質の使用の承認に係る地位に限る。）	東京都目黒区大岡山二丁目十二番一号	
学校法人五島育英会（武蔵工業大学原子力研究所に係る規制法第二十三条第一項の規定に基づく原子炉の設置の許可に係る地位に限る。）	神奈川県川崎市麻生区王禅寺九百七十一番地	